平成２３年（フ）第１７１７号
京都府長岡京市井ノ内下印田11番地37
債務者　井上　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１２号
京都市北区上賀茂今井河原町10番地34　コーポすずらん207
債務者　ます富こと　増尾　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１３号
京都府京田辺市三山木直田28番地10
債務者　インポートショップゲッツこと　稲垣　茂
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２４号
京都市中京区高倉夷川上ル福屋町722番の２デトム・ワン御所南209号室、住民票上の住所滋賀県大津市野郷原２丁目６番29号
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３９号
京都市山科区西野左義長町13番地の３
債務者　進藤さよ子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
京都府八幡市男山香呂３番地―A66―103
債務者　ピータンズこと　久保　明美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
京都市中京区壬生高樋町60番地37　ヴィオス四条202号
債務者　福田　光芳
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
京都市上京区今出川通千本東入般舟院前町129番地　デトムワン今出川通403号
債務者　富士田　修
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
広島県呉市広白岳２丁目６番33号
債務者　西岡興業こと　西岡　英信
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９７号
広島県江田島市江田島町宮ノ原２丁目24番７号
債務者　平岡美千子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９９号
広島県竹原市吉名町5039番地２
債務者　保手濱ミヨコ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２０１号
広島県呉市焼山三ツ石町８番６号
債務者　水野華那恵
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２０６号
広島県竹原市竹原町3166番地２
債務者　立花　文枝
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２１２号
宮崎県延岡市平原町３丁目1301番地
債務者　織田久美子（旧姓米良・橋倉）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２４７号
福島県郡山市富田町字墨染33番地の３
債務者　小林　廣明
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２７１３号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟611号
債務者　上野　竜二
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１４号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟611号
債務者　上野　和子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０７号
神戸市東灘区御影中町４丁目１番31―502号
債務者　津田三千代
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部